

幼稚園専門領域「環境」に関する史的考察 1

伊 藤 稔 明*

1. はじめに

現在の学校教育法第一条では、「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と規定されていて、幼稚園は学校の一つとされている。幼稚園が独立した学校種となったのはいつなのであろうか。それは1926（大正15）年のことである。この年の4月に幼稚園令（勅令74号）¹⁾が公布され、幼稚園は独立した学校種となった。

1872（明治5）年に学制（文部省布達第14号別冊）²⁾が頒布され、日本における公教育が始まったとされている。学制では、小学校は「教育ノ初級」とされ、尋常小学のほかに女兒小学、村落小学、貧人小学、小学私塾、幼稚小学が設定され、最後の幼稚小学がのちの幼稚園となっていく。つまり、幼稚園とは小学校の一形態として出発したのであった。

本論では、現在の幼稚園での保育専門領域としての「環境」、とくに自然環境に着目したい。周知のように、現在の領域「環境」の起源は、幼稚園令施行規則で規定された保育項目「観察」である。では、この保育項目「観察」の基は何だろうか。おそらく、幼稚園が小学校の一形態であったことから、小学校の教科「理科」ではないだろうか。

本研究では今後数回の論文をもって、幼稚園専門領域としての環境について史的な考察を試みる。本稿では、明治の学制から幼稚園令までを考察したい。

2. 現在の保育専門領域「環境」

近年、教育職員免許法施行規則が改定され、教員免許を取得するために必要な科目の枠組みが大きく変

わった。従前、教員免許を取得するために必要な科目は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、そして、「教科又は教職に関する科目」に区分けされていた。新たな施行規則では、教員免許を取得するために必要な科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」という科目区分になった。従前のものとの対応関係は、これまで「教職に関する科目」のなかにあった教科指導法が、「教科に関する科目」と合わさって「教科及び教科の指導法に関する科目」となり、「教職に関する科目」から教科指導法を抜いたものが、「教育の基礎的理解に関する科目等」となり、「教科又は教職に関する科目」は「大学が独自に設定する科目」となった。「教科及び教科の指導法に関する科目」はさらに「教科に関する専門的事項」の科目と「各教科の指導法」の科目に区分けされる。

幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目の場合、小中高の「教科及び教科の指導法に関する科目」にあたるものが、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」となり、さらにそれは、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」とになる。幼稚園の場合、従前の規定では、幼稚園の「教科に関する科目」は小学校の「教科に関する科目」であてることになっていた。しかし、今回の改定で、新たに「領域に関する専門的事項」という科目区分が設定され、保育の5領域の専門的事項の科目を置くことになった。

さて、まず、文部科学省の『幼稚園教育要領』と『幼稚園教育要領解説』において、“幼児に身近な自然”がどのように記載されているのかを確認しておきたい。ここで取り上げる『幼稚園教育要領』と『幼稚

園教育要領解説』は2017年に改訂されたものであり、特に断らない限りこの年のものとする。

周知のとおり、幼稚園教育における専門領域は5つとされ、健康、人間関係、環境、言葉、表現である。このなかで環境は、『幼稚園教育要領』において、

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

と規定され³⁾、さらに、ねらいとして、

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

と、定められている⁴⁾。一見して分かるように、3つのねらいの文章がすべて「身近な」という言葉で始まっている。これに対して『小学校学習指導要領』では、社会科と理科の目標が、それぞれ、

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇り

と愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。
- (3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

と、定められていて⁵⁾「身近な」という言葉は一度も用いられていない。幼稚園の場合、幼児の認識力のことを考慮すれば、その対象は「身近な環境」や「身近な事象」ということになるのであろう。そして、『幼稚園教育要領』に依れば、専門領域環境の内容は、

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
 - (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
 - (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
 - (4) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。
 - (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
 - (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
 - (7) 身近な物を大切にすること。
 - (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
 - (9) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
 - (10) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- (II) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。

(12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

とされている⁶⁾。さらに、取り扱いの留意点として、

(1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。

(2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接接触する体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。

(3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にすることが、公共心、探究心などが養われるようにすること。

(4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。

(5) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

の5点があげられている⁷⁾。また、『幼稚園教育要領解説』においては、ねらいの解説として、

幼児の周囲には、園内や園外に様々なものがある。人は暮らしを営み、また、動植物が生きていて、遊具などの日々の遊びや生活に必要な物が身近に置かれている。幼児はこれらの環境に好奇心や探究心をもって主体的に関わり、自分の遊びや生活に取り入れていくことを通して発達していく。このため、教

師は、幼児がこれらの環境に関わり、豊かな体験ができるよう、意図的、計画的に環境を構成することが大切である。

幼児は身近な環境に興味をもち、それらに親しみをもって自ら関わるようになる。また、園内外の身近な自然に触れて遊ぶ機会が増えてくると、その大きさ、美しさ、不思議さに心を動かされる。幼児はそれらを利用して遊びを楽しむようになる。幼児はこのような遊びを繰り返し、様々な事象に興味や関心をもつようになっていくことが大切である。

幼児は身近な環境に好奇心をもって関わる中で、新たな発見をしたり、どうすればもっと面白くなるかを考えたりする。そして、この中で体験したことを、更に違う形や場面で活用しようとするし、遊びに用いて新たな使い方を見付けようとする。幼児にとっての生活である遊びとのつながりの中で、環境の一つ一つが幼児にとってもつ意味が広がる。したがって、まず何より環境に対して、親しみ、興味をもって積極的に関わるようになることが大切である。さらに、ただ単に環境の中にあるものを利用するだけではなく、そこで気付いたり、発見したりしようとする環境に関わる態度を育てることが大切である。幼児は、気付いたり、発見したりすることを面白く思い、別なところでも活用しようとするのである。

身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対しての関わりを広げることも大切である。幼児を取り巻く生活には、物については当然だが、数量や文字についても、幼児がそれらに触れ、理解する手掛かりが豊富に存在する。それについて単に正確な知識を獲得することのみを目的とするのではなく、環境の中でそれぞれがある働きをしていることについて実感できるようにすることが大切である。

と説明されている⁸⁾。そのほかの『幼稚園教育要領解説』の記載については、行論のなかで取り上げていきたい。このように、『幼稚園教育要領』と『幼稚園教育要領解説』では総じて幼児に「身近な」環境を的確に認識させる教育を目指しているといえるであろう。

さて、子どもが科学的認識を獲得していく過程は、人類がそれを獲得してきた歴史と同じであると、しばしば言われる。よく分からないことが分かるようになるという過程は、何か普遍的なものに貫かれているのか

もしれない。それは幼児の自然認識でも同じなのかもしれない。幼稚園教育の専門領域に「環境」が存在する。幼児にとっての環境は、おおまかに自然環境と社会環境に区分けされる。

3. 明治期の小学校と理科の推移

日本の公教育の始まりとなった学制ではその第二十一章から第二十七章で、

第二十一章 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女児小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ

第二十二章 幼稚小学ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ

第二十三章 小学私塾ハ小学教科ノ免状アルモノノ私宅ニ於テ教ルヲ称スヘシ

第二十四章 貧人小学ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入学セシメン為ニ設ク其費用ハ富者ノ寄進金ヲ以テス是専ラ仁恵ノ心ヨリ組立ルモノナリ仍テ仁恵学校トモ称スヘシ

第二十五章 村落小学ハ僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ヨリ開ケサルノ地ニ於テ其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ或ハ年已ニ成長スルモノモ其生業ノ暇来リテ学ハシム是等ハ多ク夜学校アルヘシ

第二十六章 女児小学ハ尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ

第二十七章 尋常小学ヲ分テ上下二等トス此二等ハ男女共必ス卒業スヘキモノトス教則別冊アリ

と規定している。小学の種類のなかの幼稚小学がのちの幼稚園となっていく。

そして、学制では、尋常小学校の教科を、下等小学では、

- 一 綴字読並盤上習字
- 二 習字字形ヲ主トス
- 三 単語読
- 四 会話読
- 五 読本解意
- 六 修身解意
- 七 書牘解意並盤上習字
- 八 文法解意

九 算術九々数位加減乗除但洋法ヲ用フ

十 養生法講義

十一 地学大意

十二 理学大意

十三 体術

十四 唱歌当分ノヲ欠ク

とし、上等小学は「下等小学教科ノ上ニ左ノ条件ヲ加フ」として、

一 史学大意

二 幾何学罫画大意

三 博物学大意

四 化学大意

其他ノ形情ニ因テハ学科ヲ拡張スル為メ左ノ四科ヲ斟酌シテ教ルコトアルヘシ

一 外国語学ノ一二

二 記簿法

三 画学

四 天球学

と定めた。

学制頒布と同じ年に、学制に基づく小学教則（文部省布達番外)⁹⁾が公布される。この小学教則で定められた小学校の教科は、以下のとおりである。

下等小学八級

綴字6、習字6、単語読方6、洋法算術6、修身口授2、単語語誦4

下等小学七級

綴字6、習字6、単語読方4、算術6、会話読方4、単語語誦2、修身口授2

下等小学六級

習字6、単語書取4、算術6、会話読方6、読本読方6、修身口授2

下等小学五級

習字6、単語書取2、会話語誦6、算術6、読本読方4、地学読方3、修身口授1、養生口授2

下等小学四級

習字6、会話書取4、算術6、読本輪講6、地学読方6、文法(欠)、養生口授2

下等小学三級

習字6、算術6、読本輪講6、地学輪講6、養生口授2、文法(欠)、理学輪講2、書牘2

下等小学二級
 習字 4、算術 6、読本輪講 6、地学輪講 6、文法
 (欠)、理学輪講 4、書牘 4
 下等小学一級
 習字 2、算術 6、読本輪講 4、理学輪講 6、地学輪
 講 4、文法 (欠)、書牘 6、各科温習 2
 上等小学八級
 細字習字 2、算術 6、読本輪講 4、理学輪講 6、文
 法 (欠)、書牘作文 6、地学輪講 6
 上等小学七級
 細字習字 2、算術 6、理学輪講 6、文法 (欠)、書
 牘作文 6、史学輪講 4、地学輪講 6
 上等小学六級
 細字速写 2、算術 6、理学輪講 6、書牘作文 6、文
 法 (欠)、地学輪講 4、史学輪講 4、罨画 2
 上等小学五級
 細字速写 2、算術 6、理学輪講 4、書牘 4、文法
 (欠)、地学輪講 2、史学輪講 6、図画 2、幾何 4
 上等小学四級
 細字速写 2、算術 6、書牘 4、理学輪講 2、地学輪
 講 2、文法 (欠)、史学輪講 4、幾何 4、罨画 2、
 博物 4
 上等小学三級
 細字速写 2、算術 6、書牘作文 4、地学輪講 2、理
 学輪講 2、文法 (欠) 史学輪講 2、幾何 4、罨画
 2、博物 2、化学 4
 上等小学二級
 細字速写 2、算術 6、史学輪講 2、書牘作文 3、文
 法 (欠)、地学輪講 2、理学輪講 2、幾何 4、罨画
 3、博物 3、化学 3
 上等小学一級
 細字速写 2、算術 6、地学輪講 2、理学輪講 2、史
 学輪講 2、文法 (欠)、幾何 6、罨画 4、博物 2、
 化学 2、生理 1、諸科温習 1
 (数字は週あたりの時間数)

一見して分かるように、現在の小学校に設置されている教科と同じ名称のものはひとつもない。のちに理科となっていくものは、理学 (物理学)、地学、化学、博物、生理などである。

よく知られているように、学制は極めて強権的に国民に押し付けられた。しかし、自由民権運動が盛り上がりを見せるなかで、国民の感情とは相いれない学制はなかなか受容されず、就学率の伸び悩み、学校打ち

壊しの多発などがあり、文部省は大きな方針転換を余儀なくされていく。

学制に代わって教育の基本法令となるのが1879 (明治12) 年に公布される教育令 (太政官布告第40号)¹⁰⁾ である。教育令では、その第一条と第二条で、

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校高等学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス

と規定されている。ただ、幼稚園 (幼稚園) については、第一条のみにその呼称が登場するだけで、以下の条文には登場しない。第二条からも独立の学校種ではないことが認められる。教育令では小学校の学科を、

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授タル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情况ニ随ヒテ罨画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

と規定している。この教育令は、のちに“自由教育令”と呼ばれるように、多分に自由民権運動の影響を受けたものとされている。そのためか、所謂ところの“National Curriculum”が作成されなかった。事実上、学校現場に教則編成権が与えられた日本教育史上極めて稀な措置であった。

しかし、このような自由主義的な教育法令のものである文部省の意図するような学校教育の展開は難しく、教育令は公布後半年ほどで改正作業に入られることになる。そして、翌年の暮れに改正教育令 (太政官布告第59号)¹¹⁾が公布される。改正教育令の第一条と第二条をみてみよう。

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校高等学校師範学校専門学校農学校商業学校職工学校其他各種ノ学校トス

第一条は前年の教育令から変化しておらず、第二条については「農学校商業学校職工学校」といった実業学

校の名称が入ったものの、幼稚園は加えられていない。しかし、最初の教育令とは異なり、改正教育令では本文中に幼稚園が登場する。

第二十条 公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第二十一条 私立学校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク其廃止ハ府知事県令ニ開申スヘシ但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第二十二条 町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

一見して分かるように、設置と廃止に関わる規定であり、幼稚園の“中身”についての規定ではない。

さて、改正教育令においても小学校の学科は第三条で規定されている。

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ野間唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身読書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得

よく知られているように、小学校の学科の筆頭に修身が据えられている。最初の教育令で「読書習字算術地理歴史修身」となっていた順番が、「修身読書習字算術地理歴史」となった。太政官布告として公布される教育令改正について天皇の裁可を得ようとした際に、修身がトップに書き換えられた。明治天皇自身が行ったのか、側近の行為なのか、判別は付かないものの、これ以降、アジア・太平洋戦争の終結まで、修身は学校教育における筆頭として位置付けられ続ける。例えば、1883（明治16）年に公布される農学校通則（文部省達5号）¹²⁾において関連する条文を見てみよう。

第一章 総則

第一条 農学校ハ此通則ニ遵ヒ農ノ学業ヲ教授スル所トス

第二条 農学校ハ之ヲ分テ第一第二ノ二種トス第一

種ハ主トシテ躬ラ善ク農業ヲ操ルヘキ者ヲ養成スル為メ上款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス第二種ハ主トシテ善ク農業ヲ処理スヘキモノヲ養成スル為メ下款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス

第三条 農学校ニ於テハ殊ニ本邦ノ農事ニ就キ第一種ハ主トシテ実業ヲ授ケ第二種ハ学理ト実業トヲ並ヒ授クルヲ要ス且実験ノ用ニ供スルニ足ルヘキ田圃等ノ準備アルヲ要ス

上 款

第二章 学科目

第四条 第一種農学校ノ学科ハ左ニ掲クル諸目トス修身 算術幾何 物理 化学 動植物 耕種 養畜 農業経済 農業簿記

下 款

第六章 学科目

第十一条 第二種農学校ノ学科ハ左ニ掲クル諸目トス

修身 代数 幾何 三角法 図画 物理学 化学 動物学 植物学 地質学 農用化学 農用工学 耕種 養畜 農業経済 農業簿記 農事法規

第一種農学校と第二種農学校とも筆頭の学科は修身である。農学校のような専門学校でも修身を筆頭とする徹底ぶりが窺える。

さて、小学校に話を戻そう。改正教育令のもとでは最初の教育令では作成されなかった“National Curriculum”が作成されることになる。1891年に公布される小学校教則綱領（文部省達第12号）¹³⁾である。小学校教則綱領では、

第一条 小学校ヲ分テ初等中等高等ノ三等トス

第二条 小学初等科ハ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操トス

但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ

第三条 小学中等科ハ小学初等科ノ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操ノ続ニ地理、歴史、図画、博物、物理ノ初歩ヲ加ヘ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ヲ設クルモノトス

第四条 小学高等科ハ小学中等科ノ修身、読書、習字、算術、地理、図画、博物ノ初歩及唱歌、体操、裁縫等ノ続ニ化学、生理、幾何、経済ノ初歩ヲ加ヘ殊ニ女子ノ為ニハ経済等ニ換ヘ家事経済ノ大意ヲ加フルモノトス

第五条 小学科ノ区分ハ前三条ノ如ク定ムト雖モ土

地ノ情況、男女ノ區別等ニ因テハ某学科ニ増減スルコトヲ得但修身、読書、習字及算術ハ之ヲ欠クコトヲ得ス

と、まず、小学校を初等科・中等科・高等科に分けることを定め、それぞれにおいて設定されるべき学科を規定している。初等科においては自然科学系の学科は設定されず、中等科と高等科において博物、物理、化学、生理といったものが配置されている。これらの学科の内容は、

第十七条 博物 博物ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ最初ハ務テ実物ニ依テ通常ノ動物ノ名称、部分、常習、効用、通常ノ植物ノ名称、部分、性質、効用及通常ノ金石ノ名称性質、効用、等ヲ授ケ高等科ニ至テハ更ニ植物、動物ノ略説ヲ授クヘシ凡博物ヲ授クルニハ務テ通常ノ動物、植物、金石ノ標本等ヲ蒐集センコトヲ要ス

第十八条 物理 物理ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ物性、重力等ヨリ始メ漸次水、気、熱、音、光、電気、磁気ノ初歩ヲ授クヘシ凡物理ヲ授クルニハ務テ単一ノ器械及近易ノ方便ニ依リ実地試験ヲ施シ其理ヲ了解セシメンコトヲ要ス

第十九条 化学 化学ハ高等科ニ至テ之ヲ課シ火、空気、水、土等ニ就テ化学ノ端緒ヲ開キ漸次通常ノ非金属諸元素及金属諸元素ニ関スル化学説ノ大要ヲ授クヘシ其実地試験ニ基クヘキコトハ猶物理ニ於ケルカトシ

第二十条 生理 生理ハ高等科ニ至テ之ヲ課シ骨格、筋肉、皮膚、消化、血液ノ循環、呼吸、感覚ノ説等児童ノ理會シ易キモノヲ選テ之ヲ授ケ務テ實際ノ觀察或ハ模型等ニ依テ其理ヲ了解セシムヘシ又兼テ緊切ノ養生法ヲ授ケンコトヲ要ス

と規定された。いずれも、模型も含めた観察や実験を重視していて、当時に流行っていた開発主義教育の影響が看取される。

教育令改正後の日本は、1883年、1884年と連続して悪天候に見舞われる。83年には全国的な干害、翌年には全国的水害が多発した。この2年連続の悪天候によって、当時はまだ農業国であった日本、とくに農村部は急速に疲弊していった。地方農村の経済的疲弊を和らげるために、教育令は再び改正されることになった。これが、1885（明治18）年に公布された再

改正教育令（太政官布告第23号）¹⁴⁾である。ここでも再改正教育令の第一条と第二条をみてみよう。

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校教場幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス

ここでも、最初の教育令と改正教育令と同様に第一条で幼稚園は登場するものの、第二条にはその文言はない。さらに、

第十五条 学校教場幼稚園書籍館等ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立トス

第十六条 公立学校教場幼稚園書籍館等ノ設置変更廃止其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第十七条 私立学校教場幼稚園書籍館等ノ設置変更ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク其廃止ハ府知事県令ニ開申スヘシ但公立小学校又ハ小学教場ニ代用スル私立小学校又ハ小学教場ノ廃止ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第十八条 町村立私立学校教場幼稚園書籍館等設置変更廃止ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

と、設置や廃止に関する規定がされている。

さて、最初の教育令と改正教育令では、ともに第三条において小学校の学科が規定されていた。ところが、再改正教育令の第三条では、

第三条 小学校及小学教場ハ児童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス

とだけ、規定されていて、小学校に設置すべき学科が定められていない。そもそも、再改正教育令は地方の教育費負担を軽減するために公布されたものであるから、小学校の規定をなるべく“軽く”したいという動機が働いている。これまでの教育令のように学科を規定してしまうと、それらの授業をすべてしなくてはならなくなり、“重たく”なってしまうと思考したの

ではなかろうか。

また、第三条のなかに登場する「小学教場」とは、かつての“寺子屋”風のもので、この年の文部省達第12号「小学教場及其設置ニ関スルノ事」¹⁵⁾によれば、

小学教場ハ小学校ヨリ簡易ナル教則ヲ以テ普通科ヲ教授スル所ニシテ左ノ情况アル場合ニ之ヲ設置スヘキ儀ト心得ヘシ此旨相達候事

- 一 半日又ハ夜間ニ非サレハ就学スルコト能ハサル児童多数ナリト認ムル場合
- 一 授業料ヲ納ムルコト能ハサル児童多数ナリト認ムル場合
- 一 小学校ヲ設置スルニ資力不足ナリト認ムル場合

とあり、通常教育費負担に堪えられない地域での初等教育機関とされた。

再改正教育令第三条では、小学校の学科規定がなくなってしまった。では、小学校での教則はどうなるのだろうか。再改正教育令第十九条では、

第十九条 小学校及小学教場ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情况ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ中学校其他ノ学校ノ教則ハ文部卿其綱領ヲ頒布スルコトアルヘシ

とある。府知事県令が編成した小学校教則を文部卿が認可するという手順で施行されることになっていた。とはいっても、各府県ではその基盤となる「文部卿頒布スル所ノ綱領」が届かないことには編成作業ができない。このころの府県の状況を、11月10日付で千葉県令船越衛が文部卿大木喬任に送った問い合わせ「小学校条例頒布方之儀ニ付上申」¹⁶⁾で確認することができる。ここで船越は、

第十九条小学校及小学教場ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情况ヲ量リテ云々トアルノ手続ヲ履マサルヘカラス本条ノ手続ヲ了セサル以上ハ小学校及小学教場ノ組織並ニ学科ノ程度ヲ知ル能ハス随テ改正令ノ御主旨ヲ実施スルヲ得ヘカラス是以テ速ニ小学校及小学教場ニ係ル綱領ヲ御頒布アランコトヲ冀望シ八月十四日電報ヲ以テ小学教則綱領御達ハ何時頃ナルヤノ旨相伺候処同月十七日辻大書記官ヨリ何時頃トモ不相分旨電報ニテ回報

アリ

と、再改正教育令公布直後に小学校の教則について頒布時期を文部省に質問をしたところ、大書記官辻新次から「いつになるか分からない」との回答を得たことを述べている。船越の「小学校条例頒布方之儀ニ付上申」は11月であり、この時点でもまだ教則の頒布がないことから、「何卒前述ノ情况篤ト御参酌遅クモ本月中ニハ是非トモ御発布相成候様御詮議之程渴望ニ不堪候」と11月中の教則公布を訴えている。

しかし、こうした訴えがありながら結局文部省が「文部卿頒布スル所ノ綱領」を公布することはなかった。では、文部省では「文部卿頒布スル所ノ綱領」を作成する努力をしていなかったのであろうか。もちろんそんなことはなく、案文は作成されていた。それが、国会図書館に残る小学校及小学教場教則綱領¹⁷⁾である。この教則は正式に全国に通達されたものではなく、文部省内において案の段階で“消滅”したものである。現存している小学校及小学教場教則綱領は、国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている「大木喬任関係文書」のなかの一文書で、文部省罫紙16枚に清書されたものである。この16枚の罫紙のどこにも日付は記載されていないため、いつの時点で書かれたものなのか不明であるけれども、“小学教場”という言葉から、この教則が再改正教育令期に作成されたものであることは間違いない。さらに、文部省罫紙に清書されていること、国会図書館の「大木喬任関係文書」に収められていることから、この教則が政策立案者の草稿のようなものではなく、文部省のかなり上位の会議に諮られたものであることが看取される。

小学校及小学教場教則綱領では第一条から第三条で小学校教育の目的を、

第一条 小学校及小学教場ノ教育ノ目的ハ児童ノ徳性ヲ涵養シ智能身体ヲ發育シ以テ善ク身ヲ修メ業ヲ営ミ健康ヲ保チテ国家ノ良民タラシムルニアリ

第二条 徳性ノ教育ハ皇室ヲ尊ヒ国ヲ愛シ人倫ヲ重ニスルノ精神ヲ養フヲ旨トシ智能ノ教育ハ世ニ立チ業ヲ営ムニ必須ノ智識及技能ヲ得シムルヲ旨トシ身体ノ教育ハ各部ノ平等ノ発達ヲ遂ケシメ気宇ヲ爽快ナラシメ且ツ学校ノ衛生其宜ヲ得ルヲ旨トスヘシ

第三条 智能ノ教育ハ唯之ヲ知ラシムルノミナラス其能力ヲ練磨スルヲ旨トスヘキモノナレハ或ハ児童ヲ園圃山野ニ伴ヒ或ハ製造所ヲ訪ヒ務テ適用ノ方ヲ

悟ラシムヘシ

と規定した。続けて、小学校の編成とそれぞれで設置する学科を、

第四条 小学科ヲ別テ第一種普通小学科、第二種普通小学科、農業小学科、工業小学科、商業小学科、高等小学科ノ六種トス

第五条 第一種普通小学科目ハ修身、読書、習字、算術、唱歌、体操トス第二種普通小学科ハ之ニ地理及日本歴史ヲ加フ

第六条 農業小学科目ハ普通小学科目ノ外男児ニ農業ヲ授ケ女児ニ手芸ヲ授クヘシ

第七条 工業小学科目ハ普通小学科目ノ外男児ニ工業、図画ヲ授ケ女児ニ手芸ヲ授クヘシ

第八条 商業小学科目ハ普通小学科目ノ外男児ニ商業ヲ授ケ女児ニ手芸ヲ授クヘシ土地ノ情況ニ因テハ男児ニ英語ヲ授ケ女児ニ家事経済ヲ授クルコトヲ得

第九条 高等小学科目ハ修身、読書、習字、算術、地理、日本歴史、物理、図画、唱歌、体操トス土地ノ情況ニ因テハ化学、博物若クハ英語ヲ加フルコトヲ得又女児ノ為ニハ手芸ヲ加フヘシ

とした。なんと、第一種普通小学科、第二種普通小学科、農業小学科、工業小学科、商業小学科、高等小学科と6種類もの小学校を設置しようとした壮大なプランである。経済不況のもとで、このようなプランが文部省の会議を通過しなかったのは当然のことかもしれない。

さて、この小学校及小学教場教則綱領において設定された自然科学系の学科は、物理、化学、博物であり、その内容は、

第三十一条 物理ハ諸力、音響、熱、光、磁気、電気ニ関スル普通ノ現象ヲ撰テ之ヲ授ケ兼テ物理上ノ器具、器械ノ事ニ就テ其構造応用ノ一斑ヲ授ケ略ホ万有自然ノ法則之ヲ利用スルノ方ヲ知ラシムヘシ

第三十二条 化学ハ諸元素中ノ重要ノモノ及民間ニ緊要ノ化合物ノ製方、性質、効用ヲ授ケ物質ノ成分変化ノ理ヲ考究スルノ念慮ヲ開導スヘシ

第三十三条 博物ハ通常ノ植物、動物、金石ニ就テ民間通切ノ事項ヲ授ケ兼テ植物ノ生理、植物、動物、金石ノ分類等ノ略説ヲ授ケテ万有ヲ考索スルノ念慮ヲ開導スヘシ又人体ノ構造機能及其養生ノ大意

ヲ授クルコトヲ得

とされた。

上述したように小学校及小学教場教則綱領は正式に公布されたものではない。したがって、各府県には「文部卿頒布スル所ノ綱領」は届かない。しかし、文部省内には全国に公布できる綱領はない。12月25日、このような状況で文部省は仕方なくカリキュラム表のみを各府県の学事担当者に内示した。それが小学科課程表（尋常小学科課程表と高等小学科課程表）¹⁸⁾である。

まず注目されるのが、小学校の編成が尋常小学と高等小学という戦前戦中を通じて維持された構成になっていることである。尋常一高等という構造は1885年に形作られた。

小学科課程表によると、尋常小学科には修身・読書・習字・算術・地理・歴史・唱歌・体操の8学科、高等小学科には修身、読書、習字、算術、地理、歴史、理科、図画、唱歌、体操、裁縫（女子のみ）、農業（農業地方の男子のみ）の12学科が設定されていた。注目されるのが、高等小学科に登場する理科である。小学校の学科として初めて現れることとなった。

小学科課程表が内示される数日前の12月22日に太政官制度が廃止され内閣制度に移行した。太政大臣三条実美に代わって内閣総理大臣の伊藤博文が行政の長となった。この伊藤内閣の下で文部省の初代大臣になったのが薩摩出身の森有礼である。この森有礼文部大臣のもとで、1886（明治19）年の前半に一連の学校令が勅令として公布される。3月2日には帝国大学令（勅令第3号）¹⁹⁾、4月10日に師範学校令（勅令第13号）²⁰⁾、小学校令（勅令第14号）²¹⁾、中学校令（勅令第15号）²²⁾が公布された。

小学校令は第一条から第四条で、

第一条 小学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス

第二条 小学校ノ設置区域及位置ハ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル

第三条 児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トシ父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス

第四条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ尋常小学科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムヘシ其就学ニ関スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル

と規定して、小学科課程表で定められたように、小学校を尋常小学校と高等小学校の2階梯とし、そのうちの尋常小学校を義務教育とした。日本の学校教育史上で初めて登場した義務教育規定である。また、第十二条において、

第十二条 小学校ノ学科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

とした。この規程に基づいて5月25日に定められたのが、小学校ノ学科及其程度(文部省令第8号)²³⁾である。小学校ノ学科及其程度では第一条で、

第一条 尋常小学校ノ修業年限ヲ四箇年トシ高等小学校ノ修業年限ヲ四箇年トス

と、小学校の修業年限を定め、第二条と第三条で、

第二条 尋常小学校ノ学科ハ修身読書作文習字算術体操トス土地ノ情况ニ因テハ図画唱歌ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得

第三条 高等小学校ノ学科ハ修身読書作文習字算術地理歴史理科図画唱歌体操裁縫女児トス土地ノ情况ニ因テハ英語農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得唱歌ハ之ヲ欠クモ妨ケナシ

と、尋常小学校と高等小学校の学科をそれぞれ定めた。高等小学校のなかに理科が入っている。小学科課程表で規定された理科が、正規の法令である小学校ノ学科及其程度においても踏襲された。小学校ノ学科及其程度は第十条で各学科の内容を定めていて、理科は、

理科ハ果物穀物菜蔬草木人体禽獸虫魚金銀鋼鉄等人生ニ最モ緊切ノ關係アルモノ日月星空氣温度水蒸氣雲露霜雪霰水雷電風雨火山地震潮汐燃燒錆腐敗唧筒噴水音響辺響時計寒暖計晴雨計蒸氣器械眼鏡色虹槓杆滑車天秤磁石電信機等日常児童ノ目撃シ得ル所ノモノ

とされた。小学校ノ学科及其程度では、どの学科についてもこのようなテーマの羅列のような記載のされ方を行っている。要約すれば、理科で取り上げるものは「人生ニ最モ緊切ノ關係アルモノ」と「日常児童ノ目

撃シ得ル所ノモノ」ということになる。これは、のちの幼稚園令施行規則に規定される保育項目の観察に通じるものがあるといえよう。

さて、森有礼によって定められた小学校令は、のちに第一次小学校令と言われるようになる。1890(明治23)年に新しい小学校令(第二次小学校令)が公布され、さらに、1900(明治33)年にはそれを大改正した小学校令(第三次小学校令)が登場することになるからである。

第一次小学校令ではそのなかに幼稚園のことはまったく記載がない。しかし、第二次小学校令(勅令第215号)²⁴⁾では幼稚園についての記載が登場する。第二次小学校令では第一条で、

第一条 小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と、小学校の目的を規定した。実はここまで正規の法令で小学校の目的が詳しく規定されたことは一度もなかった。教育令で「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所」とされていた程度である。第十二条では、

第十二条 小学校教則ノ大綱ハ文部大臣之ヲ定ム

とした。この小学校教則大綱(文部省令第11号)²⁵⁾は1891(明治24)年に公布されることになる。小学校教則大綱では、

第八条 理科ハ通常ノ天然物及現象ノ観察ヲ精密ニシ其相互及人生ニ対スル關係ノ大要ヲ理会セシメ兼ネテ天然物ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス
最初ハ主トシテ学校所在ノ地方ニ於ケル植物動物鉱物及自然ノ対象ニ就キテ児童ノ目撃シ得ル事実ヲ授ケ就中重要ナル植物動物ノ形状構造及生活發育ノ状態ヲ観察セシメテ其大要ヲ理会セシメ又学校ノ修業年限ニ応シ更ニ植物動物ノ相互及人生ニ対スル關係、通常ノ物理上化学上ノ現象、通常児童ノ目撃シ得ル器械ノ構造使用等ヲ理会セシメ兼ネテ人身ノ生理及衛生ノ大要ヲ授クヘシ

理科ニ於テハ努メテ農業工業其他人民ノ生活上ニ適切ナル事項ヲ授ケ殊ニ植物動物等ヲ授クル際之ヲ以テ製スル重要ナル人工物ノ製法効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ実地ノ観察ニ基キ若クハ標本模型
図等ヲ示シ又ハ簡単ナル試験ヲ施シ明瞭ニ理會セシ
メンコトヲ要ス

と、理科の内容を規定した。このうち最初の1文「理科ハ通常ノ天然物及現象ノ観察ヲ精密ニシ其相互及人生ニ対スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ天然物ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス」は「理科の要旨」と呼ばれるようになり、以後の理科教育を支配する主要な考えとなる。

さて、第二次小学校令において幼稚園はどのように規定されているのであろうか。ただ、残念ながら、

第四十条 市町村ハ幼稚園図書館盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校ヲ設置スルコトヲ得此場合ニ於テハ第三十六条第三十七条及第三十九条ノ規程ヲ適用ス

第四十一条 私立ノ小学校幼稚園図書館盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校等ノ設立ハ其設立者ニ於テ府県知事ノ許可ヲ受ケ其廢止ハ之ヲ府県知事ニ上申スヘシ

と、設置や廃止に関わるものと、

第九十四条 幼稚園図書館盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校等ニ就キテハ本令ノ規程ヲ適用スルコトヲ得但尋常小学校設置ノ義務就学ノ義務等ニ關スル規程ハ此限ニ在ラス

と、最後の附則で触れられている程度である。

4. 第三次小学校令と幼稚園の独立

1899（明治32）年、文部省は幼稚園保育及設備規程（文部省令第32号）²⁶を公布する。この第6条において「幼児保育ノ項目ハ遊戯、唱歌、談話及手技」と規定された。

幼稚園に関する規定が、それなりの分量をもって記載されるのは、1900年の第三次小学校令（勅令344号）²⁷に基づく小学校令施行規則（文部省令第14号）²⁸である。まず、第三次小学校令は、

第一条 小学校ハ児童身体ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と、小学校の目的を規定している。そして、小学校令施行規則では理科の内容は、

第七条 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ対スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ観察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

理科ハ植物、動物、鉱物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ児童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物ノ名称、形状、効用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又学校ノ修業年限ニ応シ更ニ通常ノ物理化学上ノ現象、重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、鉱物ノ相互及人生ニ対スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク実地ノ観察ニ基キ若クハ標本、模型、図画等ヲ示シ又簡単ナル実験ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

と、小学校教則大綱と同様の規定をしている。そして、幼稚園については、

第九十五条 幼稚園ハ満三歳ヨリ尋常小学校ニ入学スルマテノ幼児ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第九十六条 幼児ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハントトヲ要ス

幼児ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ為サシムルコトヲ得ス

常ニ幼児ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

第九十七条 幼児保育ノ項目ハ遊戯、唱歌、談話及手技トス

第九十八条 遊戯ハ分テ随意遊戯及共同遊戯トス随意遊戯ハ幼児ヲシテ各自ニ運動セシメ共同遊戯ハ歌曲ニ合ヘル諸種ノ運動等ヲ為サシメ心情ヲ快活ニシ身体ヲ健全ナラシメンコトヲ要ス

第九十九条 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱ハシメ聴

器、発声器及呼吸器ヲ練習シテ其ノ発声ヲ助ケ心情ヲ快活純美ナラシメ兼テ徳性ノ涵養ニ資セシメンコトヲ要ス

第二百条 談話ハ有益ニシテ興味アル事実及寓言、通常ノ天然物及加工品等ニ就キテ之ヲ為シ徳性ヲ涵養シ觀察注意ノカヲ養ヒ兼テ発声ヲ正シクシ言語ヲ練習セシメンコトヲ要ス

第二百一条 手技ハ幼稚園恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ練習シ心意ノ發育ニ資セシメンコトヲ要ス

第二百二条 保育ノ時数ハ一日五時以下トス
前項ノ時数ニハ食事時間ヲ包含ス

第二百三条 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得

第二百四条 幼稚園ニ於テ幼児ヲ保育スル者ヲ保姆トス

保姆ハ女子ニシテ尋常小学校本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府県知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百五条 幼稚園長及保姆ノ採用、解職ハ市町村立幼稚園ニ在リテハ府県知事之ヲ行ヒ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ府県知事ニ届出ツヘシ

第二百六条 幼稚園ノ幼児数ハ百人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ百五十人マテニ増スコトヲ得

第二百七条 保姆一人ノ保育スル幼児数ハ四十人以下トス

第二百八条 幼稚園ノ設備ハ左ノ各号ノ規定ニ依ルヘシ

一 建物ハ平屋造トシ保育室、遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ

二 保育室ノ大ハ幼児五人ニ付一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス

三 遊園ハ幼児一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス

四 恩物、絵画、遊戯道具、楽器、黒板、机、腰掛、時計、寒暖計、煖房器其ノ他必要ナル器具ヲ備フヘシ

五 敷地、飲料水及採光窓ニ関シテハ小学校ノ例ニ依ルヘシ

と、かなり分量で規定されている。第九十五条は簡単ながら初めて幼稚園の目的が規定されたことになる。また、第九十七条では、「幼児保育ノ項目」が遊戯・唱歌・談話・手技と4項目であると規定されている。

さて、幼稚園の目的は、1926年の幼稚園令によっ

てさらに精緻に規定される。幼稚園令第一条では、

第一条 幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

となっている。また、小学校令施行規則で4つだった保育項目について、幼稚園令施行規則では、

第二条 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、観察、談話、手技等トス

と、観察が加えられ5項目となった。こうして、現在の保育内容の領域の前身ともいえる保育項目の観察が誕生した。

5. まとめ

本論では明治期の学制から大正期の幼稚園令までを概観した。日本の公教育の出発とされる学制において幼稚小学として幼稚園の前身が登場する。幼稚園は最初小学校の一形態であった。幼稚園が独立した学校となるのは大正末期である。

幼稚園での保育内容は、1899年の幼稚園保育及設備規程において「幼児保育ノ項目ハ遊戯、唱歌、談話及手技」と4項目と規定され、翌年の第三次小学校令においてもこれが踏襲された。さらに幼稚園が独立した学校となった幼稚園令に基づく幼稚園令施行規則では、「幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、観察、談話、手技等トス」とされ、5項目になった。ここにおいて、今日の保育領域環境のもととなる観察が登場したことになる。

観察が具体的にどのように実践されていたのか、観察が環境となる経緯はどのようなものであったのか、こうした考察は稿を改めて行いたい。

注

* 愛知県立大学教育福祉学部教授

1) 『官報』第4096号, 1926年4月22日.

2) 『法令全書』明治5年, pp. 148-171.

3) 文部科学省『幼稚園教育要領』, 2017年, p. 14.

4) 前掲『幼稚園教育要領』, p. 14.

5) 文部科学省『小学校学習指導要領』, 2017年, p. 46及び p. 94.

6) 前掲『幼稚園教育要領』, pp. 14-15.

- 7) 前掲『幼稚園教育要領』, p. 15.
- 8) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』, 2017年, pp. 183-184.
- 9) 『法令全書』, 明治5年, pp. 1214-1229.
- 10) 『法令全書』, 明治12年 太政官布告, pp. 75-78.
- 11) 『法令全書』, 明治13年 太政官布告, pp. 325-329.
- 12) 『法令全書』, 明治16年, pp. 1298-1301.
- 13) 『法令全書』, 明治14年, pp. 814-818.
- 14) 『法令全書』, 明治18年 上巻 布告, pp. 49-52.
- 15) 『法令全書』, 明治18年 下巻 達, pp. 1216-1217.
- 16) 国立国会図書館憲政資料室所蔵, 大木喬任関係文書《書類の部》(資料番号: 28-7).
- 17) 国立国会図書館憲政資料室所蔵, 大木喬任関係文書《書類の部》(資料番号: 47-22).
- 18) 小学科課程表の現物は、東京都公文書館と宮崎県文書センターに所蔵されている。
- 19) 『法令全書』, 明治19年 上巻 勅令, pp. 74-76.
- 20) 『法令全書』, 明治19年 上巻 勅令, pp. 89-90.
- 21) 『法令全書』, 明治19年 上巻 勅令, pp. 90-91.
- 22) 『法令全書』, 明治19年 上巻 勅令, pp. 91-92.
- 23) 『法令全書』, 明治19年 下巻 省令, pp. 315-318.
- 24) 『法令全書』, 明治23年 勅令, pp. 435-451.
- 25) 『法令全書』, 明治24年 省令, pp. 345-353.
- 26) 『法令全書』, 明治32年 省令, pp. 412-414.
- 27) 『法令全書』, 明治33年 勅令, pp. 413-426.
- 28) 『法令全書』, 明治33年 省令, pp. 454-507.